

平成26年度第2回鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会会議録

- 1 日 時 平成26年11月27日（木）午後3時～4時30分
- 2 場 所 鎌ヶ谷市役所6階第3委員会室
- 3 出席者
 - 【委員】 丸山 雅央委員、谷内 智徳委員、岡村 慶一委員、
徳田 訓康委員、小田桐 清志委員、内本 美鈴委員、
今村 喜和子委員、松崎 良子委員、岡村 美智子委員
 - 【事務局】 國松高齢者支援課長、桂本高齢者支援課主幹、
藺草高齢者福祉係長、牧野介護保険係長、
渡辺介護保険係主査
- 4 傍聴者 2名
- 5 議 題
 - (1) 会長・副会長（職務代理者）の選出について
 - (2) 第6期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について
 - (3) 条例の制定について
 - ①（仮称）鎌ヶ谷市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例（案）について
 - ②（仮称）鎌ヶ谷市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）について

6 会議内容

(事務局) それでは協議会を開催させていただきます。
会長選出まで私が進行役をつとめさせていただきます。
この会議は、鎌ヶ谷市介護保険条例施行規則第8条第7項の規定により、過半数の委員の出席が必要ですが、ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので、会議を進めさせていただきます。
まず会長及び副会長の選出について議題といたします。
会長の選出につきましては、鎌ヶ谷市介護保険条例施行規則第8条第3項の規定で委員の互選で定めることになっております。どなたかご推薦をお願いいたします。

(委員) 会長に岡村慶一委員を推薦いたします。

(事務局) ただいま、徳田委員から、会長に岡村慶一委員との推薦がございましたが、他にはございませんでしょうか。

(委員) 異議なし

(事務局) 異議なしということで、岡村委員に会長をお願いすることに決しました。
恐れ入りますが、岡村会長、会長席に移動をお願いいたします。
それでは、これより会長に議事進行をお願いいたします。

(会長あいさつ)

(会長) それでは、副会長の選任でございますが、鎌ヶ谷市介護保険条例施行規則第8条第6項の規定によりまして、副会長は会長が指名することとなっております。
今村委員にお願いしたいと思いますが、皆様よろしいですか。

(委員) 異議なし

(会長) それでは、副会長は今村委員をお願いいたします。今村委員一言ご挨拶をお願いいたします。

(副会長あいさつ)

(会 長) では、次に会議録署名人をお願いしたいと思います。事務局の案はありますか。

(事務局) 丸山委員と小田桐委員をお願いしたいと思います。

(会 長) それでは、丸山委員と小田桐委員よろしくお願ひいたします。
次に、事務局より本日の資料の確認をお願いします。

(事務局より資料の確認)

(会 長) 本日の傍聴希望者がいれば、事務局、傍聴者の中へご案内してください。

(傍聴者入室)

(会 長) それでは、議題の2番目、「第6期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について」事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、議題の2番目、「第6期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について」ご説明いたします。

まず、資料1「第6期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要」をご覧ください。1番目の「計画策定の趣旨」でございます。本計画は、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画並びに老人福祉法第20条の8の規定に基づく高齢者福祉計画を一体的に策定し、各種施策の基本方針と介護保険事業運営の基本となる各種サービス等の見込み量、介護保険料を定めるものです。計画期間は平成27年度から平成29年度までの3年間となります。

2番目の「計画を取り巻く動向」です。計画の策定におきまして、平成27年度に予定されている介護保険制度改正等の動向を踏まえて策定をする必要がございます。主な改正内容としてこちらの資料で3点取り上げております。内容は、7月に開催された第1回会議において介護保険制度の改正案として説明させていただいた内容と同じになります。

まず、1点目でございます。要支援1・2の方が、訪問介護・通所介護の予防給付対象外となります。現在、介護保険制度のもとで予防給付として提供されている訪問介護サービス、通所介護サービスについては予防給付の対象外となり、新たに位置付けられる「新しい介護予防・日

常生活支援総合事業」やそれらを含む地域支援事業等の市町村が実施する介護予防の事業によって対応していくこととなります。なお、これらの移行については第6期計画期間内の3年以内に行うこととなっており、鎌ヶ谷市としては、計画の最終年度である平成29年度からの実施を予定しています。

2点目でございます。一定以上の所得がある方は、利用者負担が2割負担となります。これまで介護サービスを利用した際の利用者負担割合については、所得にかかわらず1割負担としておりましたが、一定以上の所得のある方（合計所得金額160万円以上、単身で年金収入のみの方は280万円以上ある方）の自己負担が平成27年8月より2割負担となります。

最後に、3点目でございます。特別養護老人ホームの入所対象者が原則として要介護3以上の方となります。特別養護老人ホームの入所は、現在要介護1以上の方が対象となっておりますが、制度改正により、原則として要介護3以上の方が対象となります。既存の入所者については経過措置として継続入所が可能ですが、新規入所については原則要介護3以上の方に限定するという内容でございます。在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化するというものです。ただし、要介護1・2の方についても、やむを得ない事情により在宅での生活が著しく困難だと認められる場合において、市町村の適切な関与のもと、施設ごとに設置している入所検討委員会等を経て特例的に入所を認めるということでございます。

次に、2ページの3番目、「施策の体系」でございます。こちらの資料は第5期計画と第6期計画の体系を比較したものになりますが、第6期計画においては、第5期計画で策定した内容を継承するかたちで策定をしております。第5期計画においては7章からなる構成となっております。第6期においては、第5期の第2章「介護予防の推進」、第3章「地域包括ケアシステムの構築」、第4章「地域支援事業の推進」、これら3つの章の施策・事業を一体化して展開していくということで、第2章「地域包括ケアシステムの構築」の1章にまとめております。1章にまとめたことにより、第6期は全5章からなる体系となります。

次に、資料2をご覧ください。資料2は一緒にお配りしている資料3の概要版となります。本計画は、第1部の総論4章、第2部の各論5章からなっています。第1部の総論第1章については基本的事項としまして、「計画策定の背景・趣旨」、「計画の位置づけ」、「計画を取り巻く動向」、「計画の基本理念」、「計画の期間」、「計画の策定体制」、「計画の進行管理及び評価」について記載しております。

次に、第2章ですが、高齢者を取り巻く現状としまして、「高齢者数、高齢化の状況」、「要支援・要介護認定者数の状況」、「日常生活圏域」となっております。まず、1番目「高齢者数や高齢化の状況」でございますが、総人口、高齢者人口等の推移を記載しております。(1)の総人口の推移ですが、平成26年10月1日現在では鎌ヶ谷市の人口は約10万9千人です。第6期計画の最終年度である平成29年度には約11万人、さらにその3年後の平成32年度には約11万1千人になると推計しています。(2)の高齢者人口等の推移ですが、これは介護保険の第2号被保険者となる40歳以上の方の人数を推計しています。平成26年10月1日現在では約6万4千人ですが、平成29年度には約6万7千人、平成32年度には約6万9千人になると推定しています。総人口よりも高い割合で40歳以上の人口が増えるとの推計となっております。2番目の要支援・要介護認定者数の状況の(1)要支援・要介護認定者数の推移ですが、平成26年10月1日現在では約3千8百人でございます。平成29年度には4千8百人、平成32年度には6千3百人とかなり高い割合で伸びていくという推計が出ております。さらに、(2)要介護度別認定者数の推移です。平成26年、平成29年、平成32年と比較した表を載せておりますが、要支援1・2、要介護1・2と比較的軽度の方の増加が顕著であるという推計をしております。

最後に、日常生活圏域でございます。現在6圏域(中央地区、中央東地区、東部地区、西部地区、南部地区、北部地区)を設定しておりますが、第6期計画においても、この6圏域を引き続き日常生活圏域として設定したいと考えております。

続きまして、第3章「これまでの取組状況」です。資料3の15ページからになります。第5期計画の取組状況になりますが、前回の会議においても実績として説明した内容になります。第5期計画の予防給付、介護給付を記載したのになります。

続きまして、第4章の「施策の体系」でございます。先ほど資料1のなかで説明させていただきましたが、第6期については5章からなる体系となっております。

続きまして、第2部の各論でございます。まず、第1章「活力のある高齢者の活動支援」ですが、資料3の31ページから33ページのところになります。「地域活動への参加支援」、「高齢者の就労支援」、「生きがいがづくりの推進」の3本について取り組んでいきたいと考えています。

続いて、第2章「地域包括ケアシステムの構築」ですが、資料3の34ページから43ページの部分になります。できる限り住み慣れた地域で人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社

会の実現に向けて、介護、医療、住まい、生活支援・介護予防、これらを一体的に提供するシステムの構築を進めまして、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」、「高齢者の居住安定に係る施策との連携」、「地域包括支援センターの体制整備」、これらの推進に取り組んでいきたいと考えています。

次に、第3章「介護サービス等の充実」ですが、第6期の計画期間である平成27年度から平成29年度までの各種サービス等の見込み量を記載しています。資料3の44ページから73ページとなります。介護サービス等の見込み量については、保険料を決めるにあたってかなり大きく影響する部分でございます。現在は暫定値として数字を掲載させていただいておりますが、今年度の実績の動向をぎりぎりまで見極めたうえで今後変更もあり得ることをご了承いただければと思います。また、サービス量の見込みにおいては、介護保険制度改正等の動向を踏まえて推計をしています。資料3の47ページの下段の⑥介護予防通所介護をご覧ください。平成24年度からの実績と平成27年度からの推計を記載しています。平成24年度から平成26年度までの実績と平成27年度の推計については増加をしておりますが、平成28年度では減少、平成29年度においては空欄となっております。平成29年度の空欄については、要支援1・2の方の通所介護が平成29年度から地域支援事業に移行するためです。平成28年度の減少については、介護保険制度改正により、既存の通所介護事業所のうち、小規模の通所介護事業所（定員が18名以下の事業所）においては、市町村が指定を行う、介護予防地域密着型通所介護に移行することを見込んだものになります。サービス利用者が減るのではなく、一部制度の改正により、予防給付から地域密着型のサービスに一部移行することで減少を見込んでいます。

次に、54ページをご覧ください。⑥の通所介護についても、平成28年度に小規模の通所介護事業所が地域密着型通所介護に移行することを見込んで、減少の推計になっていきます。通所介護の介護給付については地域支援事業に移行しないので、平成29年度については、高齢者数の増加等により利用者数は増えていくものと推計しています。

次に、59ページ「介護給付サービス（施設サービス）」でございます。①の介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームですが、整備の考え方ですが、事務局としましては、既存の待機者数等を考慮して、一定の施設整備は必要であると考えています。現段階ではこちらの資料の整備数は空欄となっておりますが、現在の待機者数等を考慮しまして

120床程度の整備が必要であると考えています。実際の数値の伸びについては、平成29年度で仮に70名弱入所するとして推計していますが、120床整備となると、もう少し利用者数の増加も見込めるかたちとなります。

続きまして、65ページでございます。定期巡回・随時対応型訪問看護となっておりますが、正しくは「定期巡回・随時対応訪問介護看護」ですので、訂正させていただきます。第5期計画において1ヶ所整備する計画でしたが、事業所の参入状況から整備が進まなかったため、第6期計画においては、第5期計画で整備が進まなかった1ヶ所を継続して整備を進め、平成29年度には1ヶ所整備を行うことで考えています。

資料3の74ページ、第4章「介護保険サービスの事業規模及び保険料」ですが、介護サービスの利用見込量をもとに給付費として掲載するところでございます。今年度の実績を踏まえることと今後予定している介護報酬の改定、さらに介護保険制度改正により一定以上の所得のある方が2割負担となることで、これらの補正割合が国から示される予定です。国から示される補正割合を見まして最終的に数字を決定するところですので、申し訳ございませんが、現時点では空欄とさせていただいております。

次に、76ページの介護保険事業にかかる総費用の見込みでございます。サービス一つ一つについては空欄とさせていただいているところですが、全体のイメージをつかんでいただければということで、暫定値ですので今後変更もありえますが、合計額だけ記載しております。介護保険事業にかかる総費用について、平成27年度は約64億5千万円、平成29年度では約76億5千2百万円という推計をしております。

次に、77ページの保険料の設定でございます。保険料については、給付費が固まらないと数値がでてこないところです。現段階では数値は空欄とさせていただいているところですが、今回は②保険料段階の設定の考え方について説明いたします。保険料段階は、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料負担段階の設定を行った現行の13段階制を継続していきたいと考えております。ただし、国における保険料段階設定の見直しにより14段階制へと変わります。77ページの下段に第6期の保険料設定のイメージ図がございしますが、1つ目は、既存の第1段階と第2段階を6期においては1つにまとめて、この2つの段階を新第1段階とすること、2つ目は、第3段階と第4段階のところでは一定の所得以下の方を特例として細分化していたものを6期では独立した段階として、第3段階の特例を新第2段階、第3段階を引き続き第3段階に、また第4段階の特例を新第4段階、第4段階を新第5段階というこ

とで、この新第5段階が保険料の基準額となる考えとなります。所得段階ごとの区分けが第5期計画までと同じ考えで進めさせていただきませんが、新たな段階の設定によって結果的に14段階になります。

次に、③の低所得者対策ですが、これまでも現行の第1段階、第2段階、特例第3段階につきまして鎌ケ谷市独自に段階ごとの割合の引き下げを行ってまいりました。国の制度改正に伴い、公費を投入してさらに割合の引き下げを行いまして、現行の第1段階及び第2段階の基準額に対する割合を0.45から0.30に引き下げ、新第1段階とし、また現行の特例第3段階の基準額に対する割合を0.6から0.5に引き下げ、新第2段階とする措置をとり、低所得者の保険料軽減を強化する考えでございます。

最後に、80ページをご覧ください。第5章「介護保険事業の適正な運営」ということで、「保険者機能の強化」、「介護サービスの質の向上」、「事業評価の仕組み」、「低所得者への配慮」、「相談・苦情体制の整備」、これら5つの事業についてこれまでどおり取り組んでいきたいと考えています。

計画の概要の説明については以上です。

(会 長) 事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(委 員) 「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」は、具体的にはどのようなものですか。

(事務局) 現在、要支援1・2の方が介護保険の給付費を使って訪問介護と通所介護のサービスを受けているところですが、その方が新しい介護予防・日常生活支援総合事業に平成27年度から平成29年度の間に移行することが法律で決まりました。今までは介護保険の給付費を使っていましたが、新しい介護予防・日常生活支援総合事業においては国、県、市が同じ割合で負担することにより、財源が確保されるかたちとなります。この事業は、鎌ケ谷市の事業となるので、事業所の指定は鎌ケ谷市が行う必要があります、利用者と事業所の契約も新たにしなければならないこととなるため、いきなり移行しても利用者と事業所双方が混乱してしまうため、これまでどおりのサービスを提供し、利用料も同様の金額を設定していく方向で鎌ケ谷市としては考えています。

(委 員) 3番目の特別養護老人ホームの入所対象者が原則として要介護3以上の方になるのはいつからですか。

(事務局) 平成27年4月からとなります。

(委員) 鎌ヶ谷市では「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」として平成29年度から実施するとのことで、市の予算の中で取り組むとの話ですが、要支援1・2の方が受けているサービスは継続できるとの話が7月の会議でもありましたが、それは介護予防事業としては使えないのですか。

(事務局) 地域支援事業の財源内訳と介護予防事業の財源内訳は制度上同じです。ただ、介護保険の施設を使うのか、鎌ヶ谷市が指定した施設を使うのかが変わってきます。平成27年度と平成28年度は今までどおりで実施して、平成29年度は今までの施設を改めて鎌ヶ谷市で指定するかたちとなります。

(委員) 事業所は新たに手続きをする必要があるということですよね。

(事務局) そうです。

(委員) 平成27年8月から一定の所得以上の方の利用料が2割負担となるとのことですが、被保険者証の様式は変わりますか。

(事務局) 被保険者証は変わりません。新たに負担割合を表示する認定証を被保険者証とは別に交付することとなります。

(会長) 他に質問はありますか。ないようなので、次の議題「条例の制定について」、説明をお願いします。

(事務局) 事前に配布した会議次第では2つの条例をひとつひとつ議題として記載していますが、本日差替えでお配りした会議次第に沿って、2つの条例をひとつの議題として説明をさせていただきます。

(会長) こちらは仮称となっていますが、法改正がきちんと決まった場合は条例の名称は短くなるのでしょうか。

(事務局) 条例の名称については、検討したいと考えています。
資料4～資料7の内容になります。資料4の条例案の概要ですが、

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、これまで国の法律や政省令において定められていた地域包括支援センターの職員及び当該職員の員数等に関する基準、介護予防支援の人員、設備及び運営に関する基準については、市町村の条例で定めることが義務付けられたことにより新たに制定するものでございます。

次に、2の制定する条例案及び内容ですが、今回制定する条例は2つございます。(1)の地域包括支援センターの職員及び当該職員の員数等に関する基準については、介護保険法施行規則第140条の66で規定されている地域包括支援センターに関する基準のなかで市町村が定めることとなった地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数とその他の事項について、「(仮称)鎌ヶ谷市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例」として定めることを考えています。(2)介護予防支援の人員、設備及び運営等に関する基準については、国の現行の基準である①指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準と②指定介護予防支援事業者の指定に関する基準(介護保険法第115条の22第2項第1号)の2つの基準を鎌ヶ谷市としては1つの条例として「(仮称)鎌ヶ谷市指定介護予防事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を定めることとなります。

3の基準の区分ですが、基準を条例で定めるに当たり、介護保険法及び厚生労働省令により「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区別されており、これに応じて条例を制定することとなります。「従うべき基準」については、必ず適合しなければならない基準であり、「参酌すべき基準」については、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものでございます。

4の条例を定める際の鎌ヶ谷市における考え方についてですが、条例案を作成するに当たり、国の基準を上回る内容や異なる内容を定める特段の事情はないと考えるため、国の基準と同様の基準を条例として制定することを考えております。ただし、鎌ヶ谷市暴力団排除条例の趣旨に基づき、暴力団排除の条項を独自基準として盛り込むことを考えています。

資料5の基準の概要ですが、国の基準において、どの部分が従うべき基準で、どの部分が参酌すべき基準かということが細かく記載して

いるものになります。こちらはご覧いただければと思います。

資料6の「地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例」ですが、基本的に国が定めている基準をそのまま規定しておりますが、網掛けをしている箇所が「従うべき基準」、それ以外の箇所については「参酌すべき基準」となります。

資料7については、こちらも国と同様の基準を設けておりますが、網掛けをしている箇所が「従うべき基準」になります。また、第2条第2項、アンダーラインの箇所ですが、鎌ヶ谷市独自基準として暴力団排除をうたった条文となります。それ以外については国の基準と同様の基準を制定したいと考えております。

条例についての説明は以上です。

(会 長) 何か質問はございますか。

(委 員) 暴力団排除というものはよく条文にいれるのですか。

(事務局) 暴力団排除については、各市町村で暴力団排除条例を設けているか
と思います。前回、地域密着型サービスの指定について定めた際は鎌
ヶ谷市では暴力団排除の項目を入れなかったのですが、他市町村の状
況を見ると暴力団排除のところをいれているところが多いです。

(会 長) 他にございますか。

(委 員) 地域包括支援センターの職員の基準についてですが、鎌ヶ谷市では
現在職員は何人いるのですか。

(事務局) 各地域包括支援センターには職員を3人配置しております。

(委 員) ケアマネジャーは増えるのですか。

(事務局) ケアマネジャーについては、地域包括支援センターだけではすべて
まかなえませんので、他の事業所と委託契約を結ぶことができます。
要支援の方すべてを地域包括支援センターで担当するというものでは
ないです。

(委 員) 地域包括支援センターの職務に従事する者は常勤職員として置かな
ければならないという項目がありますが、兼務はいけないのでしょうか

か。

(事務局) 地域包括支援センターの職員は原則常勤です。南部包括支援センターは特別養護老人ホームを、西部包括支援センターは老人保健施設を、初富地域包括支援センターは介護療養型医療施設と一緒に経営していますが、兼務ではないです。

(会 長) 地域包括支援センターの収支報告は統一されていないですね。

(事務局) 平成25年度決算から同じ項目にさせていただいています。

(会 長) 他にございますか。ないようなので、「その他について」、事務局から何かありますか。

(事務局) 次回の会議は、平成27年1月22日(木)を予定しております。計画の策定スケジュールですが、素案を12月の中旬から30日間、1月の下旬頃までパブリックコメントを実施いたします。来年になりますと国から介護報酬の額も確定するため、それに基づき給付額の見込みが出ますので、介護保険料についても次回の会議でお示しすることができるかと思えます。また、介護保険条例及び今回審議していた条例を3月議会に上程することになります。以上です。

(会 長) ただいま、事務局から提案がありましたが、第3回会議は平成27年1月22日(木)を予定したいと思います。

以上で、第2回鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会を終了いたします。お疲れ様でした。

以上、会議の経過を記載し相違ないことを証するため次に署名する。

平成26年12月26日

署名人 丸山 雅央 _____

署名人 小田桐 清志 _____